(2)　情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項（(1)及び法第四十一条第一項の規定により提供されるものを除く。）

(3)　（略）

ロ　（略）

三　（略）

（名古屋港海上交通センターが運用する名古屋船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第六条　名古屋港海上交通センターが運用する名古屋船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十三年海上保安庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　（略） 一　特定船舶　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号。以下「法」という。）第四十一条第一項に規定する特定船舶をいう。 二・三　（略） **第四条**　（略） 2　（略） 一　（略） 二　（略） イ　（略） (1)　（略） (2)　情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項（(1)及び法第四十一条第一項の規定により提供されるものを除く。） (3)　（略） ロ　（略） 三　（略）	**第二条**　（略） 一　特定船舶　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号。以下「法」という。）第四十一条の三第一項に規定する特定船舶をいう。 二・三　（略） **第四条**　（略） 2　（略） 一　（略） 二　（略） イ　（略） (1)　（略） (2)　情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項（(1)及び法第三十七条の三第一項の規定により提供されるものを除く。） (3)　（略） ロ　（略） 三　（略）

○東北地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　津田　修一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　岩手県下閉伊郡山田町船越第二地割七番三四から同町船越第二地割三七番三六まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成三十年一月十九日

○北陸地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道　　北陸地方整備局長　小俣　篤

(二)　路線名　八号及び十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
新潟市南区保坂字岡下一九六番から同市南区戸頭字上谷内七三八番一まで	前	BA	一三・五〇～一四・五〇メートル	三一・一〇～五一・四五六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一三・五〇～一四・五〇メートル	三一・一〇～五一・四五六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十九日　　北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号及び十七号　新潟市南区保坂字岡下三二四番四から同市南区保坂字岡下三四五番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成三十年一月十九日

○中部地方整備局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十九日　　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市緑区大高町字神戸二二番一地内	前	五六・五七～五九・七七～	六二・七二メートル～六二・七二キロメートル
	後	五六・五七～五九・七七～	六二・七二メートル～六二・七二キロメートル
名古屋市南区浜田町一丁目一〇番六から同市南区浜田町一丁目二番五まで	前	三七・〇〇～三七・〇〇～	四一・七八メートル～四六・八八キロメートル
	後	三七・〇〇～三七・〇〇～	四一・七八メートル～四六・八八キロメートル
名古屋市港区東築地町一五番四から同市港区東築地町六番一一まで	前	三六・七五～六〇・四八～	四九・〇六メートル～六〇・四八キロメートル
	後	三六・七五～六〇・四八～	四九・〇六メートル～六〇・四八キロメートル
名古屋市港区港陽三丁目一三一四番地内	前	一〇七・八六～一〇七・八六～	一一一・二八メートル～一一一・二八キロメートル
	後	一〇七・八六～一〇七・八六～	一一一・二八メートル～一一一・二八キロメートル
名古屋市港区中川本町五丁目一番五一から同市港区中川本町五丁目一番六九まで	前	三六・九四～五二・六九～	五三・四七メートル～六九・七九キロメートル
	後	三六・九四～五二・六九～	五三・四七メートル～六九・七九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所